

令和7年1月6日

令和6年度 無料低額宿泊所の一般指導検査実施計画の策定について

松山市無料低額宿泊所指導検査要綱第2条第2号に基づき、一般検査の実施に当たって、次のとおり実施計画を策定いたします。

記

1. 対象施設・設置者

無料低額宿泊所 シェアハウス縁（よすが）・NPO法人ささえる

※ 事業開始：令和5年4月1日

2. 一般指導検査の実施時期

令和7年3月

※ 松山市無料低額宿泊所指導検査要綱第2条第1号アに基づき、新たに設置された令和5年度の次年度に実施することとし、日時は設置者と打合せの上、決定します。

3. 指導検査体制

松山市福祉推進部 生活福祉総務課
生活福祉業務第1課

以上